

平成 30 年 7 月 10 日

各 位

学生センター長

平成 30 年 7 月豪雨による災害にかかる災害救助法適用地域の 世帯学生に対する緊急採用・応急採用奨学金について

このたびの大雨による被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

日本学生支援機構では、被災者救済のため、災害救助法適用地域の世帯の学生について緊急採用及び応急採用奨学金での対応を図ることになりました。

下記による奨学金の貸与を希望される方は、奨学金担当まで申し出てください。

記

1 災害救助法の適用地域

高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県、福岡県、島根県、山口県の各市町村（別紙参照）

2 適用地域の準用

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭った者についても、適用地域に準じて取り扱うものとする。

3 貸与始期

- (1) 緊急採用（第一種奨学金、無利息）：**平成 30 年 7 月以降**で申込者が希望する月とする。
- (2) 応急採用（第二種奨学金、利息付）：**平成 30 年 4 月以降**で申込者が希望する月とする。

4 貸与終期

(1) 緊急採用：**平成 31 年 3 月**

ただし、平成 31 年度においてなお、第一種奨学金を必要とすることが認められる者から「緊急採用奨学金継続願」の提出があった場合には、翌年度末（平成 32 年 3 月）まで貸与を継続することができる。また翌年度以降もなお第一種奨学金を必要とすることが認められる場合は、**1 年ごとに願い出を繰り返すことにより修業年限の終了月まで貸与期間の延長が可能。**

(2) 応急採用：**修業年限の終了月まで**

5 提出書類

確認書兼個人信用情報の取り扱いに関する同意書、罹災（被災）証明書、所得証明書、スカラネット入力用紙の下書き、出身高校調査書（学域 1 年生のみ）、前大学・前大学院の成績証明書（学域編入生、他大学(院)から入学した博士前・後期課程・博士課程 1 年生のみ）、指導教員推薦所見（大学院のみ）

奨学金担当：

中百舌鳥キャンパス	学生課 学務グループ奨学金担当	072-254-9116（直通）
羽曳野キャンパス	事務所 学生グループ奨学金担当	072-950-2940（直通）
りんくうキャンパス	事務所 学生・教務担当	072-463-5748（直通）

災害救助法適用地域（平成 30 年 8 月 31 日時点）

災害救助法適用市町村		法適用日
高知県	安芸市、香南市、長岡郡本山町	7月6日
	宿毛市	7月7日
	土佐清水市、幡多郡三原村	7月8日
	幡多郡大月町	7月8日
鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町	7月6日
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、三次市、床原市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町	7月5日
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、津山市、美作市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町	7月5日
	小田郡矢掛町、和気郡和気町	7月6日
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町	7月5日
兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町	7月5日
	姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町	7月6日
	養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町	7月7日
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町	7月5日
岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村	7月6日
	岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町	7月8日
福岡県	飯塚市、久留米市	7月5日
島根県	江津市、邑智郡川本町	7月6日
山口県	岩国市	7月6日